

令和 7 年 度 事 業 計 画

(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日)

我が国の経済は、円安と原材料の高騰による物価上昇の中、各種政策の効果もあり、個人消費の持ち直しが期待されているものの、欧米での金融市場や政策運営の不確実性の高まりにより、世界経済が下振れする可能性があり、我が国の景気を下押しするリスクとなっている他、金融資本市場の変動等の影響にも十分注意する必要がある。

このような状況の中、全国 9 地区の不動産公正取引協議会では、引き続き改正「不動産の表示に関する公正競争規約」の周知活動などを今年度も実施する予定である。

本協議会においても、不動産公正取引協議会連合会、消費者庁及び公正取引委員会、国土交通省他関係機関及び行政との連携を更に強化し、「おとり広告」の撲滅を含めた不動産広告の適正化及び規約違反広告への適切な対応を行う。

不動産事業者や広告代理店等から構成される賛助会員及び一般消費者からの問い合わせについても随時対応し、事業者が不動産広告によるトラブルに巻き込まれることなく、適切な不動産情報の提供に努めるよう、①規約違反の未然防止に向けた、加盟事業者並びに賛助会員に対する公正競争規約の更なる周知徹底、②規約違反被擬事案への迅速且つ適正な対応を、重点事業として進める。

以下、令和 7 年度事業計画を策定し、各種諸事業を実施する。

1. 広 報 関 係

(1) 研修会等の実施について

①加盟事業者対象の公正競争規約普及研修会

公正競争規約の普及啓発を図り、一般消費者に対する適正な不動産情報の提供を推進するため、最近の違反広告事例や相談事例等を中心とした研修会の開催を、所属構成団体等と連携し実施していく。また、WEBでの研修会開催についても、実施団体と連携し、柔軟に対応する。

②賛助会員に対する研修会

適正な不動産広告の作成を促すとともに、賛助会員が不動産業者へ正しい規約解釈に基づいた広告提案が行えるよう、業務への活用・違反広告の未然防止を目的とした賛助会員対象の研修会を開催する。

③新規入会事業者に対する公正競争規約普及研修会

所属構成団体で適宜、規約普及の新規入会事業者に対する研修会を開催する。

(2) 賛助会員への加入促進について

不動産事業者からの広告作成に関する相談・問い合わせの際には積極的に賛助会員の利用を勧めていく。

近年、インターネット媒体・ポータルサイトを利用する事業者が増加し、紙媒体は減少傾向にあることを踏まえ、インターネット事業者に対する入会促進及び退会防止策を検討していく。

また、未加入の広告代理店・印刷会社及びポータルサイト運営事業者等からの問い合わせがあった場合についても、柔軟に対応すると共に、協議会事業の理解を勧める為、研修会の受講を勧めるなど加入促進を図る。

(3) 広報誌「東海公取協」の発行等について

①広報誌について、協議会の事業内容や違反事例等を紹介するなど、公正競争規約の普及啓発のための紙面の充実化及び紙面のWEB化を行っていく。

②規約改正等、時事的な事項があれば、所属構成団体発行の機関誌への記事提供を積極的に行っていく。

(4) ホームページの有効活用について

資料のダウンロード、相談事例Q&Aの掲載、被疑違反広告の通報の呼びかけ、賛助会員の紹介及び専用ページなど、現行ホームページの充実・活用をすると共に、ホームページ上においても規約の周知を引き続き図っていく。

(5) 公正表示ステッカーの店頭掲示の促進について

加盟事業者の規約に対する遵守意識を喚起し、消費者が適正な不動産情報を提供する事業者を判断する際の目印となる、加盟事業者の「公正表示ステッカー」の店頭掲示を促進していく。

2. 調査指導関係

(1) 本部・地区調査指導委員会（業務）について

- ①規約違反被擬事案及び関係官庁より違反広告に対する調査指導の要請を受けた際の受付・処理については、「調査指導委員会運営規程」・「違反調査等事務処理規程」等を遵守し、迅速且つ適正な対応に努める。
- ②各地区調査指導委員会との連絡を密にし、共通の問題点について相互に協力し、各地区において措置の判断基準に差異が生じないように努める。
- ③規約違反の再発防止の観点より、一定以上の措置を受けた加盟事業者を対象とした義務講習会を実施していく。
- ④「ポータルサイト広告適正化部会」が実施する「インターネット広告一斉調査」において提供された被疑事案について、各地区調査指導委員会と連携し対応していく。

(2) 事前相談業務について

加盟事業者、賛助会員等からの不動産広告についての質問、広告制作にかかる相談に積極的に応じ、規約違反広告の未然防止に努める。

(3) 賛助会員登録制度の充実

賛助会員登録制度について、できるだけ賛助会員に登録番号を広告上に記載するように奨め、万一、規約違反があった場合は、同じ違反をしないよう賛助会員にも違反内容を告知するなどして、制度の更なる充実を図っていく。

(4) インターネット広告の適正化への対応

インターネット広告の規約違反により嚴重警告・違約金課徴の措置を講じた加盟事業者に対しては、各サイトにおいて掲載停止の処分等を実施すると共に、「ポータルサイト広告適正化部会」や、他地区協議会と連携し、インターネット広告の適正化を図る。

またInstagramやX（旧ツイッター）、フェイスブック等、SNSに関する違反広告についても、事業者に対し啓蒙を図ると共に、更なる規約の周知活動に力を入れ、おとり広告や不当表示にならないための表示の徹底など、構成団体と連携し、研修会等を通じた加盟事業者や賛助会員への周知を行い、規約違反広告の未然防止に繋げる。

(5) 他地区不動産公正取引協議会等との連携について

規約運用に関し、他地区不動産公正取引協議会及び不動産公正取引協議会連合会・消費者庁・公正取引委員会等との連携強化に努める。

また、他地区の事案・措置についての研究を行い、規約の判断基準に差異が生じないように努める。

3. 総務関係

(1) 総会及び理事会等の開催

①第59回定期総会を次のとおり開催する。

日 時 令和7年6月17日（火）午後3時30分より（予定）

場 所 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋

②理事会については、必要に応じ適宜（年2回程度）開催する。

③総務・広報・調査指導委員会については、それぞれ必要に応じ適宜（年1～2回程度）開催する。

(2) 不動産公正取引協議会連合会通常総会の開催

首都圏不動産公正取引協議会が幹事となり、開催される予定。

(3) 渉外関係

①関係行政官庁との連携について

消費者庁及び公正取引委員会、また、東海4県の関係行政官庁との連携を密にして、指導体制の充実を図り不当表示の排除に努める。

②不動産公正取引協議会連合会等との連携

不動産公正取引協議会連合会及び全国公正取引協議会連合会と連絡を密にし、おとり広告をはじめとする共通問題について情報提供・意見交換を行い、相互に協力して公正競争規約の運用に資することとする。

4. 組織のあり方の研究

本協議会が継続的に諸事業を実施していくため、必要に応じて財政基盤の検証や諸規則の変更等の対応を図ると共に、将来的な本協議会のあり方を見据え、他地区不動産公正取引協議会の動向など、情報収集に努める。